

## 中津市市報及びホームページ広告掲載取扱要領

平成18年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、中津市広告料収入事業実施要綱（平成18年2月2日中津市告示第27号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市の市報及びホームページ（以下「広告媒体」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第2条 広告掲載の募集は、要綱及びこの要領の定めるところにより、広告代理店が行うものとする。

2 市は、前項の規定により広告代理店として広告掲載を募集させるため、広告代理店と広告料収入事業の実施に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(広告代理店の基準)

第3条 契約を行う広告代理店（以下「契約代理店」という。）は、市が行おうとする当該事業と同等以上の実績を有し、かつ、法人登録している者でなければならない。

(広告掲載の基準)

第4条 広告媒体に掲載する広告物は、要綱第3条第1項各号及び第9条第1項各号を遵守したもので、かつ、契約の仕様書（以下「仕様書」という。）に適合するものでなければならない。

(広告物の規格等)

第5条 広告媒体に掲載する広告物の位置、枠数、規格等は、それぞれの目的を妨げない限度において、仕様書に定めるものとする。

(広告料の額)

第6条 契約代理店が、市に納付する広告料の額は、契約で定める。

2 広告料の納付時期は、仕様書で定める。

3 既に納入した広告料は、返還しない。ただし、契約代理店の責めに帰さない理由により広告の掲載ができないときは、この限りでない。

(広告掲載の申込手続等)

第7条 広告掲載を行おうとする者（以下「広告主」という。）は、契約代理店に申し込みを行うものとする。

2 前項の申し込みを受理した契約代理店は、広告物の内容が要綱及びこの要領に反していないことを確認し、広告掲載の原稿を仕様書に定める期日までに市に提出しなければならない。

- 3 市は、前項の規定による広告掲載の原稿の提出を受けたときは、要綱及び仕様書等により適否を審査する。
- 4 市は、前項の規定により適当と認めた広告掲載の原稿を、そのまま広告媒体に掲載しなければならない。

(損害負担)

第8条 契約の履行にあたり、契約代理店が広告主及び第三者に及ぼした損害は、すべて契約代理店が負担するものとする。

(契約の解除等)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、契約代理店に損害が生じても、市はその補償の責を負わないものとする。

- (1) 国税、地方税、その他公課の滞納処分もしくは強制執行を受け、又は倒産もしくは破産するおそれがあり、広告料の支払いができないと認められるとき
- (2) 契約の締結及び履行に際し、不正の行為があったとき
- (3) 契約代理店の責に帰すべき理由により契約解除の申し出があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、契約代理店が関係法令に違反し、この契約の履行ができないと認められるとき

(秘密の保持)

第10条 契約代理店は、広告料収入事業の実施にあたり知り得た業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。

附則（平成25年1月4日）

この要領は、公布の日から施行する。

附則（令和7年1月6日）

この要領は、公布の日から施行する。